

災害時における緊急業務に関する協定書

平成23年10月

災害時における緊急業務に関する協定書

国土交通省四国地方整備局（以下「整備局という。」）と社団法人日本補償コンサルタント協会四国支部（以下「協会支部」という。）は、災害時における緊急業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合に、整備局が業務を実施するにあたり、協会支部はこれを支援するため業務の遂行に必要な技術者等の確保及びその動員の方法を定め、もって、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、次のとおりとする。

- 一 四国内における災害発生箇所及びその関係箇所
- 二 整備局が指定する国内における大規模災害発生箇所

（業務の内容）

第3条 整備局は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、協会支部に対して、速やかに業務を実施しうる協会支部の会員の調整を依頼することができるものとする。

2 整備局からの依頼により協会支部は速やかに対応可能な会員を選定し、整備局に報告を行うものとする。この報告に基づいて、整備局又は整備局所管の事務所等（以下「事務所等」という。）は相手方を特定するとともに、業務に関する用地測量・物件調査等（以下「用地調査等」という。）の実施のための指示を行えるものとする。

3 協会支部は、業務に関する用地調査等を迅速に実施できるよう日頃から体制の整備や必要な技術者等の確保に努めるとともに、協会支部の会員による連絡系統図及び連絡一覧表からなる実施体制表を作成しておくものとする。

（業務の実施体制）

第4条 前条第3項に定める実施体制表は、あらかじめ、協会支部から整備局に提出しておくものとする。

なお、実施体制表に変更が生じた場合は速やかに整備局に報告するものとする。

（契約の締結）

第5条 整備局又は事務所等は、第3条第1項の規定に基づき協会支部に調整を依頼し相手方を特定したときは速やかに同条第2項の協会支部の会員と、用地調査等の

業務内容に応じた契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い、整備局又は事務所等及び協会支部又は協会支部の会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は派遣した技術者並びに各種資機材に損害が生じた場合には、協会支部又は協会支部の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により整備局又は事務所等に報告するものとし、損害の負担については整備局又は事務所等と協会支部又は協会支部の会員が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第7条 本協定の期間は、協定を締結した日から平成24年3月31日までとする。

なお、期間満了の1箇月前までに整備局又は協会支部のいずれの長からも何ら申し出のないときは、引き続き本協定を期間の満了の翌日より1年間継続するものとし、当該継続期間が満了した翌年以降も同様とする。

2 本協定締結後、整備局又は協会支部のいずれかの申し出があった場合には、整備局及び協会支部双方の長が協議の上、本協定を廃止することができる。

(その他)

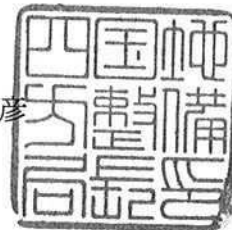
第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、整備局及び協会支部双方の長が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、整備局及び協会支部は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年10月25日

国土交通省

四国地方整備局長 川崎 正彦



社団法人 日本補償コンサルタント協会

四国支部長 子安 賢治郎



災害協定に基づく緊急業務の流れ

